

2026年度 株式会社ビー・エム・エル焼却施設 維持管理記録

焼却した廃棄物の量(単位 t)

処理月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却量	113.3	110										

処理した廃棄物の種類: 感染性廃棄物

連続測定記録

測定項目 測定日	燃焼ガス温度(°C)		集じん器(バグフィルター)入口温度(°C)		一酸化炭素濃度(ppm)	
	測定値	管理値	測定値	管理値	測定値	管理値
(7月測定予定)						
(1月測定予定)						

管理値の数値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている維持管理の技術上の基準です。

ばい煙等測定結果一覧表

測定項目 測定日	ばいじん測定 濃度(g/m3) (測定回数: 年2回)			窒素酸化物測定 濃度(volppm) (測定回数: 年2回)			硫黄酸化物測定 量(m3/h) (測定回数: 年2回)			塩化水素測定 濃度(mg/m3) (測定回数: 年2回)			ダイオキシン類測定 濃度(ng-TEQ/m3) (測定回数: 年1回)			
	O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		量	基準値		焼却炉O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		毒性等量	基準値		
		大防法	県条例		大防法	指導基準		大防法	県条例		大防法	指導基準		措置法	県条例	
(7月測定予定)																
(1月測定予定)																

「<」印は定量下限値未満を示します。

「大防法」とは「大気汚染防止法」を指します。硫黄酸化物の基準値については、測定の諸条件により計算されるため変動します。

「県条例」とは「埼玉県生活環境保全条例」を指し「指導基準」とは「埼玉県生活環境保全条例」による指導基準です。

「措置法」とは「ダイオキシン類対策特別措置法」を指します。

煙突高は、焼却炉18m(排出口径800mm)です。

冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去については、集塵装置(バグフィルター)にて消石灰及び活性炭噴霧し、ろ過フィルターにて自動的に除去しています。

2025年度 株式会社ビー・エム・エル焼却施設 維持管理記録

焼却した廃棄物の量(単位 t)

処理月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却量	79.75	104.5	126.5	126.5	84.7	108.35	132	110	126.5	115.5	70.4	118.25

処理した廃棄物の種類: 感染性廃棄物

連続測定記録

測定項目 測定日	燃焼ガス温度(°C)		集じん器(バグフィルター)入口温度(°C)		一酸化炭素濃度(ppm)	
	測定値	管理値	測定値	管理値	測定値	管理値
2025年7月30日	1,050°C(平均)	800°C以上	170°C(平均)	200°C以下	0.0	100
2026年1月23日	1,050°C(平均)	800°C以上	170°C(平均)	200°C以下	0.0	100

管理値の数値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている維持管理の技術上の基準です。

ばい煙等測定結果一覧表

測定項目 測定日	ばいじん測定 濃度(g/m3) (測定回数: 年2回)			窒素酸化物測定 濃度(volppm) (測定回数: 年2回)			硫黄酸化物測定 量(m3/h) (測定回数: 年2回)			塩化水素測定 濃度(mg/m3) (測定回数: 年2回)			ダイオキシン類測定 濃度(ng-TEQ/m3) (測定回数: 年1回)		
	O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		量	基準値		焼却炉O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		毒性等量	基準値	
		大防法	県条例		大防法	指導基準		大防法	県条例		大防法	指導基準		措置法	県条例
2025年7月30日	<0.0013	0.15	0.15	99	250	180	0.088	4.43	-	62	700	200	0.00022	5	-
2026年1月23日	<0.0012	0.15	0.15	100	250	180	<0.035	4.12	-	<9.1	700	200			

「<」印は定量下限値未満を示します。

「大防法」とは「大気汚染防止法」を指します。硫黄酸化物の基準値については、測定の諸条件により計算されるため変動します。

「県条例」とは「埼玉県生活環境保全条例」を指し「指導基準」とは「埼玉県生活環境保全条例」による指導基準です。

「措置法」とは「ダイオキシン類対策特別措置法」を指します。

煙突高は、焼却炉18m(排出口径800mm)です。

冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去については、集塵装置(バグフィルター)にて消石灰及び活性炭噴霧し、ろ過フィルターにて自動的に除去しています。

2024年度 株式会社ビー・エム・エル焼却施設 維持管理記録

焼却した廃棄物の量(単位 t)

処理月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却量	107.25	121	115.5	121	81.4	101.75	132	115.5	110	115.5	36.85	0

処理した廃棄物の種類: 感染性廃棄物

連続測定記録

測定日	燃焼ガス温度(°C)		集じん器(バグフィルター)入口温度(°C)		一酸化炭素濃度(ppm)	
	測定値	管理値	測定値	管理値	測定値	管理値
2024年7月12日	1,050°C(平均)	800°C以上	170°C(平均)	200°C以下	0.0	100
2025年1月28日	1,050°C(平均)	800°C以上	170°C(平均)	200°C以下	0.0	100

管理値の数値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている維持管理の技術上の基準です。

ばい煙等測定結果一覧表

測定日	ばいじん測定 濃度(g/m3) (測定回数: 年2回)			窒素酸化物測定 濃度(volppm) (測定回数: 年2回)			硫黄酸化物測定 量(m3/h) (測定回数: 年2回)			塩化水素測定 濃度(mg/m3) (測定回数: 年2回)			ダイオキシン類測定 濃度(ng-TEQ/m3) (測定回数: 年1回)		
	O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		量	基準値		焼却炉O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		毒性等量	基準値	
		大防法	県条例		大防法	指導基準		大防法	県条例		大防法	指導基準		措置法	県条例
2024年7月12日	<0.0012	0.15	0.15	84	250	180	0.10	4.42	-	36	700	200	0	5	-
2025年1月28日	<0.0015	0.15	0.15	79	250	180	<0.037	4.24	-	39	700	200			

「<」印は定量下限値未満を示します。

「大防法」とは「大気汚染防止法」を指します。硫黄酸化物の基準値については、測定の諸条件により計算されるため変動します。

「県条例」とは「埼玉県生活環境保全条例」を指し「指導基準」とは「埼玉県生活環境保全条例」による指導基準です。

「措置法」とは「ダイオキシン類対策特別措置法」を指します。

煙突高は、焼却炉18m(排出口径800mm)です。

冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去については、集塵装置(バグフィルター)にて消石灰及び活性炭噴霧し、ろ過フィルターにて自動的に除去しています。

2023年度 株式会社ビー・エム・エル焼却施設 維持管理記録

焼却した廃棄物の量(単位 t)

処理月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却量	110	115.5	126.5	121	110	115.5	117.7	112.75	107.8	99	83.05	71.5

処理した廃棄物の種類: 感染性廃棄物

連続測定記録

測定日	燃焼ガス温度(°C)		集じん器(バグフィルター)入口温度(°C)		一酸化炭素濃度(ppm)	
	測定値	管理値	測定値	管理値	測定値	管理値
2023年7月20日	1,050°C(平均)	800°C以上	170°C(平均)	200°C以下	0.0	100
2024年1月30日	1,050°C(平均)	800°C以上	170°C(平均)	200°C以下	0.0	100

管理値の数値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている維持管理の技術上の基準です。

ばい煙等測定結果一覧表

測定日	ばいじん測定 濃度(g/m3) (測定回数: 年2回)			窒素酸化物測定 濃度(volppm) (測定回数: 年2回)			硫黄酸化物測定 量(m3/h) (測定回数: 年2回)			塩化水素測定 濃度(mg/m3) (測定回数: 年2回)			ダイオキシン類測定 濃度(ng-TEQ/m3) (測定回数: 年1回)		
	O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		量	基準値		焼却炉O ₂ 12% 換算値濃度	基準値		毒性等量	基準値	
		大防法	県条例		大防法	指導基準		大防法	県条例		大防法	指導基準		措置法	県条例
2023年7月20日	<0.0009	0.15	0.15	110	250	180	0.090	4.42	-	23	700	200	0.00013	5	-
2024年1月30日	<0.0014	0.15	0.15	110	250	180	<0.038	4.28	-	9.9	700	200			

「<」印は定量下限値未満を示します。

「大防法」とは「大気汚染防止法」を指します。硫黄酸化物の基準値については、測定の諸条件により計算されるため変動します。

「県条例」とは「埼玉県生活環境保全条例」を指し「指導基準」とは「埼玉県生活環境保全条例」による指導基準です。

「措置法」とは「ダイオキシン類対策特別措置法」を指します。

煙突高は、焼却炉18m(排出口径800mm)です。

冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去については、集塵装置(バグフィルター)にて消石灰及び活性炭噴霧し、ろ過フィルターにて自動的に除去しています。

BML総合研究所焼却施設 排ガス採取口・測定点図面

